

こ発第788号
令和2年10月20日

指定障がい児支援事業所 管理者 各位

福岡市こども未来局こども発達支援課長
(事業所指定・指導担当)

障がい児通所支援における特別支援加算の適切な算定について（通知）

日頃より、本市障がい児福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

障がい児通所支援における特別支援加算について、本加算の算定対象とする障がい児について市に届出がされていないにも関わらず、請求を行っているケースが確認されています。各事業所においては、適切な取扱いを行っていただきますようお願いします。

記

通所報酬告示の特別支援加算については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員、看護職員等を配置して、計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合に算定するものであるが、本加算の算定にあたっては、特に以下の点に留意すること。

- 1 通所報酬告示及び留意事項通知に規定されている要件を満たすこと。
- 2 (別紙 6-2) 特別支援加算体制届出書において、当該加算の算定対象とする児童について市に届出をすること。

なお、市に特別体制加算届出がされていない障がい児について本加算を算定されている場合は、自主点検の上、過誤処理による返還手続きをお願いします。

問い合わせ先
福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市こども未来局こども部こども発達支援課
事業所指導・指定係 担当 坂田、長谷川、立花
TEL092-711-4987 FAX092-733-5534